

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷520番地1

氏名 G-LINE株式会社

代表取締役 藤村 修平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 3月14日

許可の有効年月日 令和 8年 1月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上12種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中520番1、520番2、520番3

以上3筆（面積991.00㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成28年 1月20日	指令産廃第1118-1号	新規許可
令和 2年 4月20日	—	変更届（代表者）
令和 4年 3月14日	指令東環第120-10号	更新許可
令和 5年 4月26日	—	変更届(商号及び代表者)
以下余白		

5. 積替え許可の有無 無

※県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類 以上1種類	1. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m (屋内)	2. 3 m <sup>3</sup> (1.15m <sup>3</sup> コンテナ×2 個)
紙くず 以上1種類	1. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m (屋内)	2. 3 m <sup>3</sup> (1.15m <sup>3</sup> コンテナ×2 個)
木くず 以上1種類	1. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m (屋内)	2. 3 m <sup>3</sup> (1.15m <sup>3</sup> コンテナ×2 個)
繊維くず 以上1種類	1. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m (屋内)	2. 3 m <sup>3</sup> (1.15m <sup>3</sup> コンテナ×2 個)
金属くず 以上1種類	1. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m (屋内)	2. 3 m <sup>3</sup> (1.15m <sup>3</sup> コンテナ×2 個)

(以下余白)